

平成26年度 東京都税制調査会
第4回小委員会 議事録

日 時 平成26年9月29日(月) 午前10時～
場 所 都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

平成26年度 東京都税制調査会第4回小委員会

平成26年9月29日(月) 10:00~12:12
都庁第一本庁舎 33階南側S6会議室

【税制調査担当課長】 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開催に先立ちまして、本日の資料を確認させていただきます。

お手元の一番左側、上から順に「第4回小委員会次第」、「座席表」でございます。

その右側になりますが、上から順に「第4回小委員会の論点」「企業の公的負担のあり方について」という分科会報告、「企業の公的負担のあり方に関する資料」、「スウェーデン、アメリカ、ドイツ、オランダの調査概要」の順でございます。

一番右側ですが、こちらは参考資料でございます。

参考資料1ですが、前回の小委員会で固定資産税、都市計画税の不均一課税を行っている自治体の事情をというお話がございましたので、都内の自治体と近郊の市についてまとめたものでございます。

参考資料2は24ページにわたるものですが、こちらは全国の不均一課税の規定を持つ法律について、不均一課税を実施する目的や、その際の基準財政収入額に与える影響等に関する規定をまとめたものでございます。

参考資料3は2枚物でございますが、前々回の小委員会で固定資産税の負担の実態をというお話がございましたので、これをまとめたものでございます。納税者の年齢はデータとして持っておりませんが、不燃化特区に該当する地区と、それ以外の地区とで高齢化率や家屋の状況、固定資産税額にどのような違いがあるかについて、板橋区内の2つの地区を比較した資料でございます。

参考資料4~6につきましては、これまでの小委員会での資料を補完する資料として作成しましたので、参考に御覧ください。

こちらから全て1枚のものですが、参考資料4はアジア諸国における対GDP比の国民負担率の内訳を比較した資料でございます。

参考資料5でございますが、こちらはアジア諸国における社会保険料事業主負担の対GDP比と、法人所得課税の税収の対GDP比を比較した資料でございます。

参考資料6でございますが、こちらはアジア諸国における社会保障支出の対GDP比と高齢化率を比較した資料でございます。なお、ここで言う高齢者は60歳以上としております。

また、皆様の机上に配付していますファイルには、平成23年度答申、平成24年度中間報告、平成25年度中間報告及び本年度第1回、第2回、第3回小委員会の資料がつづっております。

よろしければ会議を始めさせていただきます。進行につきましては小委員長にお願いいたします。

【小委員長】 本日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

ただいまから「平成26年度東京都税制調査会第4回小委員会」を開催させていただきます。

本日の議事に入ります。まず事務局から資料の説明をお願いします。

【税制調査担当課長】 では、資料の説明をさせていただきます。

最初に、「第4回小委員会の論点」を御覧ください。本日のテーマは、「企業の公的負担のあり方について」でございます。

論点としましては「企業の公的負担について」「企業をサポートする行政サービスについて」「企業負担と行政サービスとの関係について」「分科会調査による企業負担の推計結果について」につき、御審議いただきたいと

存じます。

では、まず初めに「企業の公的負担のあり方について」というタイトルがついた、ちょっと厚いものですが、分科会報告を御覧いただけますでしょうか。本日、御出席いただいております〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、また、本日は御欠席ですが、専門委員である一橋大学大学院の〇〇委員の5名の委員で「企業の公的負担のあり方に関する分科会」を構成しまして、今回これまでの議論を踏まえてこのような形の報告書として取りまとめました。

分科会設置の経緯等につきましては、報告書の「はじめに」で述べておりますので、まず報告書の1ページを御覧いただけますでしょうか。2枚おめくりいただきまして1ページというところを御覧ください。

「はじめに」の中ほど、2つ目のポツですが、我が国では諸外国に比べ法人実効税率が高いとして、企業の負担を考える際にも法人実効税率に着目した議論が行われています。しかし、税率の高さが日本の経済成長力を阻害しているのか、あるいは企業の公的負担が諸外国に比べて重いのかについては、議論があるところでございます。

そこで、3つ目のポツにあるように、企業負担と行政サービスとの関係について、これまで十分な考察が行われてこなかったとの問題意識から分科会を設置し、企業の公的負担のあり方について考察することといたしました。

一番下のポツになりますが、分科会では租税負担だけではなく、社会保険料負担等も含めたトータルの企業負担の状況や、個人事業主も含めた広い意味での企業における受益と負担の関係にも着目いたしました。また、考察に当たっては諸外国の企業負担や行政サービスを把握する必要があることから、スウェーデン、アメリカ、ドイツ、オランダの4カ国について調査を行い、分科会での議論に活用いたしました。

1ページの上に囲みがございますけれども、こちらは本報告での「企業」と「法人」の定義づけを最初に示しております。先ほど申し上げたとおり、分科会では広い意味での「企業」における公的負担を考察するため、各国とも高い比率を占める個人事業主を意識して議論を進めてまいりました。そこで個人事業主を含む企業形態を総称する場合を「企業」、個人事業主を除く場合を「法人」と定義しました。

1枚前にお戻りいただきまして、目次がございます。この目次で報告書のアウトラインを説明させていただきます。

Iは「各国の地方制度ならびに中央・地方の役割分担」でございまして、日本を含む5カ国の国と地方の「所掌事務」であるとか、「歳出規模」「課税権の有無」等について述べております。

IIは「各国における企業の公的負担」でございまして、負担を「租税」と「租税以外」とに分けて国ごとに企業負担の状況を述べております。

18ページでは、負担の箇所のまとめとして、日本を含む5カ国の企業負担の状況を、分科会での調査による推計結果等を交えて数字で比較しております。

また、各国における公的負担に対し、企業側がこれをどのように認識しているのかを、現地の政府機関や経済団体等へのインタビューから抜粋して紹介しております。

続きましてIIIですが、こちらは「各国における企業をサポートする行政サービス」でございまして、①～⑤にあるとおり「租税支出」「補助金・助成金、融資制度」「職業訓練・従業員教育支援」「企業誘致施策」「子育て支援・その他支援」に分けて、国ごとに行政サービスと支援策の内容を述べております。

「負担」の箇所と同様に、28ページでは行政サービスの箇所のまとめとして、日本を含む5カ国の比較をしております。

また、先ほどと同じように各国における行政サービスに対し、企業側がこれをどのように認識しているのかを現地の政府機関や経済団体等へのインタビューから抜粋しております。

IVは「各国の諸制度に関する考察」でございまして、まず「制度を支える各国の特質」といたしまして、各国の調査から判明いたしました各国それぞれの背景ですとか、行政と企業との関係あるいは受益と負担の関係等について述べ、次に「各国の特徴的な制度」として、これは政策目的別に各国の制度を紹介しております。

Vは「総括」でございまして、全体を通したまとめとして各国の実態をもとに、我が国における今後の課題を提示することで結びとしております。

続きまして、後ろのほうになります。39ページをお開きいただけますでしょうか。向きは横になりますが、39ページ「表1 各国における企業の公的負担と行政サービス」という表でございまして。こちらの表は日本を含む5カ国につきまして、報告書のエッセンスをこの1枚にまとめたものでございます。

左側に「公的負担と行政サービスの特徴」という欄がございますけれども、こちらはできるだけ各国の違いが鮮明になるよう、それぞれの特徴を簡潔に記載しております。

ここでは極力事実を中心に特徴を記載するようにしております。ただし「公的負担」の日本の箇所を御覧いただきますとわかりますように、ここは事実というよりも評価でございましてけれども、先ほど申し上げたとおり、諸外国に比べて高いと言われている法人実効税率が企業の重い負担となっているとの指摘がある。殊に日本では地方法人課税の割合が法人実効税率のうちの約3割程度を占めますので、これが実効税率を引き上げているのではないかと指摘があることを記載しております。

さらに一番下ですが、現在の法人税改革で縮小や廃止が議論されております広範な租税特別措置の存在を記載しております。

下にまいりましてスウェーデンですが、スウェーデンは法人税率を低く設定し、企業の規模による例外を設けていないことから「広く薄い負担と公平性の確保」と「税制上の優遇措置がほとんどない」ことを特徴といたしました。

続いてアメリカですが、こちらは「法人実効税率が高いこと」や「医療や福祉は自助が基本」であることを特徴といたしました。

ドイツは累次の税制改革や社会保障制度改革を実施して、法人税率の引き下げや社会保険料事業主負担の抑制に取り組んできたことを特徴といたしました。

最後オランダですが、税務上の取り扱い等を事前に確定できる制度があるなど、行政と企業の水平的信頼関係が重視されていること。また、両者の距離が近く、相互の情報が速やかに入ることの特徴といたしました。

その右側の「行政サービス」の欄ですが、こちらは各国が補助金などの金銭的なサポートを重視しているのか、それ以外に企業をサポートする特徴があるのかという視点から整理しております。

その右側は数字が幾つか並んでおりますけれども、左の2つの数字ですが、まず「法人実効税率」、次にこちらは指標として使われることの多いOECDで出している「法人課税と社会保険料事業主負担の対GDP比」の数字でございまして。

表の下の注にございまして、最高負担率の国は数字の下に二重下線を、最低負担率の国は数字の下に通常の下線を引いております。

法人実効税率は、御覧いただきますとおわかりのように、アメリカのカリフォルニア州が40.75%と最も高くなってございまして、次いで日本の東京都35.64%、最低はスウェーデンの22%となっております。

次に、その右側ですが、社会保険料事業主負担を合計した対GDP比でございましてけれども、こちらはスウェーデンが10.7%と最も高く、最低はアメリカの5.4%と、先ほど申し上げました法人実効税率とは上位の国と下位の国が逆転しているという状況でございまして。

次の2つの数字は分科会での調査による推計値でございまして。まずそのうちの左側「国税・地方税、社会保険料合計額の企業負担割合」でございまして、こちらはその国全体の国税・地方税を合計した税収額と、社会保険

料収入の合計額を100%といたしまして、うち個人事業主も含めた「企業」の負担分がどれだけ占めるかという数字でございます。

推計の根拠につきましては、大変恐れ入りますが、次の40ページをお開きいただけますでしょうか。また縦になりますけれども、40ページに「表2 税収に占める企業課税割合の推計について」というものがあります。表の上の説明にございますとおり、推計の前提としては「間接税や負担者が不明確な直接税の扱いは、経済活動規模で負担を按分」「個人所得税の源泉徴収は企業負担とみなさない」「個人事業主の所得税は企業負担とみなす」、社会保険料事業主負担分、また、後ろの括弧にありますとおり個人事業主負担分とも企業負担に含むということ、ここでの負担の考え方としております。

40ページのすぐ下の表を御覧いただきますと、中ほどに「税の負担者」という欄がございますが、こちらは企業と家計の両方に○がついているという税目は、その右側の「按分方法」に記載してありますとおり、例えば「産業連関表の中間需要・最終需要における企業需要分の割合で按分」するなどして、企業負担の割合が日本であれば54.7%という数字が算出されれば、その税目の税収の54.7%を企業負担分と考えるということでございます。

このようにして、各国とも全ての税目を企業負担分と家計負担分に振り分けまして、それらを足し上げて企業の負担分を推計しております。これが40ページから44ページにかけて各国の税目に分けた表でございます。

なお、社会保険料につきましては、社会保険料収入総額のうち「雇用主の拠出分」と「個人事業主の拠出分」の合計額を企業負担分として、先ほど申し上げた税収に足し上げております。

恐れ入ります。もう一度39ページにお戻りいただけますでしょうか。今のように推計した結果が、先ほど申し上げた「国税・地方税、社会保険料合計額の企業負担割合」欄の数字でございます。推計では、御覧いただきましたとおりドイツが50.0%と最も高くなっておりまして、最低はアメリカの37.4%、日本はEU諸国と同水準の49.0%でございました。

その右側の数字ですが、こちらは「企業が負担する国税・地方税、社会保険料合計額の対GDP比」でございまして、今の推計値を対GDP比で見たものでございます。スウェーデンが22.5%と最も高くなっておりまして、最低はアメリカの7.9%で、日本は14.6%とアメリカに次いで低い水準でございました。

同じGDP比でも、この分科会での調査による推計値とOECDの数字が異なりますのは、分科会での推計には所得課税だけではなく、消費課税ですとか資産課税も含んでいる点にございます。

最後にこの表の右側ですが「負担とサービスに対する見解」の欄でございます。こちらは現地の官公庁や政府機関、経済団体等へのインタビューに基づき、負担とサービスにかかわる見解を中心に抜粋したものでございます。最初に説明いたしました「特徴」の欄とは異なり、ここは事実というよりは評価の部分がかかり入っております。

報告書は以上でございます。

続きまして、その下に「第4回小委員会〔企業の公的負担のあり方に関する資料〕」というものがございます。こちらをお開きいただけますでしょうか。この資料1から資料9は、ただいま御説明いたしました報告書本文で言及している内容を、表やグラフでお示したものでございます。

2枚おめくりいただいて、まず1ページの資料1でございます。こちらはOECDによる「税収全体に占める企業の所得課税の割合」を示したものでございます。いずれの国も2011年のデータでございまして、5カ国の中では日本が11.8%と最も高くなっております。最低はドイツの4.7%、OECD平均は8.7%となっております。

こちらは先ほど申し上げた報告書で言えば、7～9ページの「企業が負担する税目及び税収に占める企業課税の割合」というところで言及しております。

2ページの資料2でございます。こちらは我が国の法人の主な税負担と社会保障負担の一覧でございます。報告書の10ページに「法人所得課税の概要」あるいは14ページの「法定福利費」のところで言及しております。

3ページの資料3、4ページの資料4をあわせて御覧ください。こちらは政府税調の法人課税ディスカッショングループでの議論の際に提出された資料でございます。今回の調査にはないフランス、中国、韓国なども含まれておりますが、まず3ページの資料3は、1980年以降現在までの主要国の法人税率の推移を示したものでございます。

資料4、4ページですが、こちらは主要国の現行の国・地方を合わせた法人税率の国際比較でございます。こちらは報告書の12～14ページで言及しております。

資料5、5ページになりますが、こちらは製造業の労働コスト全体を100%とした場合の「現金給与」でありますとか、「現金給与以外」の法定福利費や法定外福利費の構成比を比較したものでございます。調査年次は国によって相前後いたしますけれども、日本は現金給与の構成比が79.7%と高くなっておりまして、中ほどにございます法定外福利費は8カ国中最低の2.4%となっております。こちら報告書の17～18ページ「法定外福利費」であるとか、負担のまとめのところで言及しております。

6～7ページの資料6でございます。こちらは先ほど報告書の39ページの表1、横の表で説明したものでございますけれども「分科会での調査による推計値」のバックデータになります。

まず6ページの表の左半分ですが、こちら縦は国税・地方税・社会保険料に分類したもので、横は税種別に所得課税・消費課税・資産課税に分類したそれぞれの推計値になっております。

6ページの表の右半分は推計値をGDPで割り返したものでございます。今の6ページの表を見やすくしたのが7ページのカラーのグラフでございます。各国の左側のグラフは所得課税・消費課税・資産課税の別に、各国の右側のグラフは国税・地方税の別に分類したものでございます。なお、国によって目盛りが異なりますので、御注意願います。こちらは報告書18ページの公的負担の「まとめ」の箇所各国の比較をしております。

8～10ページの資料7は報告書で直接言及している箇所はございませんけれども、分科会での調査による、先ほどの各国の推計値を100%とした場合の各要素の構成比を示したものでございます。横軸は企業負担のうち国税・地方税、社会保険料がそれぞれの程度を占めるかをあらわしたものでございまして、縦軸は国税・地方税をさらに所得課税・消費課税・資産課税に分類した構成比を示したものでございます。

11ページの資料8でございます。こちらは本年度第1回の小委員会にも出させていただいた「法人税額と税引き前利益の関係」でございます。中ほどにございまして、租税特別措置による軽減額が1兆円に上っていることを示したものでございます。こちらは報告書20ページの租税支出のところで言及しております。

続きまして資料9、12ページになりますが、こちらは租税支出の国際比較でございます。こちら国によって調査年次は相前後いたしますけれども、表で言うところ一番下の合計のところですが、ドイツが対GDP比で0.74%と低くなっております。なお、ドイツは税制による優遇よりも、補助金などの直接助成に重点を置いております。こちらは報告書21ページの租税支出のところで言及しております。

資料10から資料12でございますが、こちらは報告書では直接言及しておりませんが、参考として関連資料を載せたものでございます。いずれも政府税調の法人課税ディスカッショングループの資料でございます。

13ページの資料10でございますが、こちらはイギリス、ドイツ、フランスの法人税率の引き下げの経過とそれによる影響額、また、右側のほうですが、税率引き下げに伴い実施した、主な課税ベースの拡大措置の内容と、それによる影響額を示したものでございます。

14ページの資料11でございます。こちらは昭和25年（1950年）から現在までの日本の法人実効税率の推移でございます。グラフの線は下から順に地方税の税率、国税の税率、両者の合計となっております。

15ページの資料12でございますが、こちらは一般政府支出の対GDP比で地方の割合が大きいドイツやカ

ナダでは、実効税率に占める地方法人課税の割合も日本と同水準以上に高いことを示した資料でございます。
資料は以上でございます。

なお、皆様のお手元に、横長の資料で「企業をサポートする行政サービスと企業の公的負担のあり方に関する調査概要」、スウェーデン、アメリカ、ドイツ、オランダとなっておりますが、こちらはこの4カ国の各調査報告書に沿った形で、各国の概要をまとめたダイジェスト版となっております。必要に応じて御覧いただければと存じます。

事務局からの説明は以上でございます。

【小委員長】 ありがとうございます。

なお、本日はこの企業の公的負担のあり方に関する分科会において、各国に調査を行っていただいた〇〇の皆様にも御出席いただいております。

それでは、議論に入る前に、ただいま説明いただいた資料について何か質問はございますか。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 39ページの表なのですが、この法人実効税率というのは何なのですか。財務省が言っているような数字なのですか。

【税制調査担当課長】 こちらは財務省の数字を載せたものです。

【〇〇委員】 法人実効税率について、例えば日本で言うと事業税の付加価値割は入っていないということですか。

【税制調査担当課長】 入っておりません。

【〇〇委員】 そういう意味ですか。日本の場合は国と地方を合わせた法人所得税率を算出する場合に法人税の算定のときに事業税を損金算入するので、その分を調整した法定税率を実効税率と言っているのですけれども、ほかの国にも同じような制度はあるのですか。実効税率というのは日本だとそういう使われているというのはわかるのですが、海外も同じような制度がない場合は一体何なのですか。これは財務省の問題で、ここで聞くことではないかもしれませんが、それが1つです。

それと、分科会での調査による推計値のほうなのですが、企業負担割合の分母は何なのでしょう。

【税制調査担当課長】 1点目の法人実効税率のほうですけれども、例えばスウェーデンですとかオランダのように、法人税率そのままというところがあります。それ以外のところ、財務省の出している数字の詳細や、やりくりはどうなっているかというのは今、即答できないところもあるので調べさせてください。

【〇〇委員】 ということは、海外のものもこれは企業所得を課税ベースとした税ですね。

【税制調査担当課長】 それはそうです。

【〇〇委員】 付加価値割に相当するような税は入っていないですね。

【税制調査担当課長】 はい。それと企業負担割合、分科会のほうですね。こちら分母は全ての国税・地方税の税収と社会保険料の総収入額が分母になっております。

【〇〇委員】 それは企業負担割合という言葉でいいのでしょうか。負担と言うと自分の所得があつて、そのうちどれぐらい税を負担しているか私はここで読んでしまうのですけれども、少なくとも注をちゃんと書いてもらわないとわけがわからない数字になってくると思います。

【税制調査担当課長】 用語は適切かどうかわかりませんが、今、申し上げたものを分母として。

【〇〇委員】 ちゃんとそれは書いてください。

【税制調査担当課長】 わかりました。

【小委員長】 ありがとうございます。

ただいま質問があったところについて、恐らく法人実効税率は先ほど説明をいただいた小委員会資料の4ペー

ジですか。ここには全部載っているわけではないのですが、これはよく政府税調で使われるグラフです。これと同じ数字のことですね。

もう一つ、後半のほうですが、確かに言葉の定義は私も最初に聞いたとき、この負担割合というのはどういうことなのかと思ったのです。報告書全体の40ページの上のところに書かれている負担という言葉を使っているということなので、そこをもう少しわかりやすく表現できればと考えています。

〇〇委員。

【〇〇委員】 今の話に関係するのですけれども、そもそも論になってしまうので質問のつもりなのですが、そもそも論だから話を蒸し返すみたいな話になってしまうのかもしれない。

そもそも1ページに囲みで書いてあるということと、40ページの今の話ですね。個人事業主を企業とカウントしているということは、どういう考え方によるものなのかということでもあります。いわゆる法人擬制説に立てば、個人はどのような形で個人に帰着する。そうすると税負担というのは個人であって、法人なる怪物が負担するわけではない。だけれども、ここでは企業の負担と言っている。個人事業主を企業のほうに入れているということです。

フェアな言い方をすれば、企業を通じて課している税という言い方のほうがフェアな言い方だと思うのです。その企業体の1つとしてオーナー経営者というか、実態としては個人で経営しているのだけれども、企業体で所得の源を得ている個人がいるという考え方なのだけれども、事業税とかでも個人事業主にも課している。課すという言葉だとわかる。実際にそこを通じて課している。誰が最終的な負担者になるかというのは、それは経済活動の経過としてのことなのだから、それは課す段階ではとりあえず企業として課している。だからこの話を企業体のような存在を通じて課しているという意味で言うておられるのなら、確かに個人事業主は企業のほうに入れるという話ならばわからないでもないのですけれども、法人擬制説的に書くと考えると負担という言葉が日本語で出てきているので、よくわからないなということなのです。

しかもこの報告書の中には法人擬制説の考え方に触れてもいないので、もう少しフェアに考えるならば法人擬制説的に解釈するとどういうことなのかとか、ないしはここで言っている言葉の定義は、法人擬制説的に解釈しても私が申し上げるような解釈はできるのだろう。つまり課すという言葉だと解釈してもらえばいいのだというように、そういう注釈めいたものがあってもいいのではないかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

【税制調査担当課長】 前提につきましては今おっしゃられたとおり、もう少し説明が必要ですし、そこら辺はしっかり配慮をして、この報告書では企業に個人事業主を含む理由も含めた形で定義し直したほうがよろしいかと思しますので、考えさせていただきたいと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 私も〇〇委員と全く同じ意見で、それは最初からずっと言っていたと思うのですけれども、法人擬制説に立てば法人は負担のしようがないのだから、そもそも企業の公的負担という論点の立て方自体が理解不能である。何でこういう議論をするんですかというはずっと、そもそも論として言ってきました。それは全く〇〇委員と同じ見解で、珍しく〇〇委員と意見が一致したなどは思っていたのです。公的負担ということ企業がそもそもできるのかというのは、そもそも論点として最初からよくわからない。つまり負担を感じることでできない主体がなぜ負担を感じるという意思表示をしているのかというのは、思想的に不思議な現象だと思っています。考えられるのは、企業私物説ですね。経営者は企業を自分のものだと思っているというふうなガバナンスのあり方を前提にしない限り、法人の負担というのは成り立たないということですから、経営者が自分の企業のことを自分の私物と錯覚しているという、一種の錯覚に基づく主張であって、本来、経済学者の議論を前提

にすれば、そういう錯覚はやめたほうが良いというのが本来の筋だと思っております。

ただ、錯覚している人に対して、御本人が負担があると言っているから、負担を感じているらしいということで、その錯覚した負担について、負担も錯覚なのだけでも、いろいろ行政サービスも企業は受けていますという議論でもしましょうというのが、この審議会の流れなのでしょう。そこら辺はそもそも言えば、企業は負担のしようもないのに何で負担だと思っているのか。ひょっとして他人のものを自分のものだと錯覚しているのではないかというものを、そもそも論としては言っておいたほうが良いのではないかと。経営者にとって企業や法人というのは、所詮は自分のものではないということです。

それをどうも今の企業経営者は、要は他人のものを自分のものだと錯覚している人が多いということのほうをむしろ言うべきであります。所有と経営は分離しているわけですから、経営者として企業を通じてさまざまなお金のやりとりをさせられている。これは消費税とか源泉徴収なども一緒です。そういうものについて、それが経営にいろいろ不都合があるのであれば、それは非常に迷惑をかけていることだから、それは検討することはいいと思うのです。けれども、負担という言い方が非常にナイーブだというのはずっと思っていて、それはちゃんと言ったほうが良いのではないかと。

加えて、実効税率という概念も政府税調でも随分批判されていたみたいです。そういう言葉を使うことは、やめたほうが良いのではないかと思います。にもかかわらず、延々と使っているというのは、これは〇〇委員の御指摘であると思うのですけれども、俗的な議論をそのまま受けているということです。私は経済学の専門家ではないからいいのですが、専門家の会議としては、いささかどうなのかなというのはずっと思っていました。

【小委員長】 ありがとうございます。

恐らくお二人の委員の方が述べていることは、租税について、ここで言っている負担ということと、いわゆる帰着というのは違う、そこを言われている、この用語の使い方ですね。40ページの上のほうに書いてあるもの、ここで書いてある負担という言葉と学問的に使われる負担という言葉とは違うという御意見かと思っております。その点、報告書自体あるいはそれを今後、答申にどう生かすかということになりますが、そのときにまた気をつけます。

この点はどうでしょうか。何かほかにもコメントは、〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 企業税率の算定は非常に複雑なので、1つの指標であらわすのは難しいことではあるのですが、それがそうであるがゆえに70年代ぐらいから各国別の企業負担をあらわす指標というのは、いろいろ研究されていて、幾つか有名な論文もあるわけです。またここ数年でも幾つかまた出てきていますし、やはりそういうものをちゃんと参照されて、そのやり方に従って計算するのもいいかなと私は思います。

【小委員長】 ありがとうございます。その点は恐らくどういう参考文献といたしますか、もしくはアドバイスをいただければと思います。

ほか、質問ということでいかがでしょうか。

それでは、次に、既に〇〇委員からコメントも一部いただきましたけれども、この分科会の委員を務められた皆様から、この分科会の議員を踏まえてそれぞれコメントをお願いしたいと思います。

まず、〇〇分科会長、お願いします。

【〇〇委員】 この分科会が立ち上がったのがちょうど今から2年ぐらい前なのですが、その当時というのは、法人実効税率が日本は非常に高く、それが企業の参入を妨げているのではないかと、経済成長を妨げているのではないかとということが言われるようになり、その中でもとりわけ地方の法人課税に対する批判が開始したような時期でした。そういうこともあって、日本の企業の負担は高く、それによってその経済活動の活発化を妨げているんだと言うのだけれども、実際にそうなのだろうかというところを、諸外国の状況を見ながら比較してみようということになり、この分科会が立ち上がったと認識しております。

そういう意味で先ほど〇〇委員、〇〇委員が御発言された、確かに企業を通じて課している税というのは本当にそのとおりなのですが、その「企業」というのは一体何かというところも、この立ち上げのときには議論としてありました。そうは言いつつ、その負担が重いということが議論になっていたところでもあり、それであるならば、実際に「企業」ないしは事業体を通じて課している税の特徴というものを比較してみようではないかというところで、平成24年度がスウェーデン、その次の年がアメリカとドイツ、今年度がオランダということで、4カ国の調査を〇〇でやっていただいて、それをもとに議論してきたというのがこの間の経緯でございます。

対象の国の選定に関しては、例えばアジアの国も入れたほうがいいのではないかと御意見もいただいている、今にしてみると大変先見の明のある御発言だったと思うのですが、その当時、まさか行政サービスという意味で日本と比較にならないであろうアジアの国と日本の実効税率を比べて、日本は税が高いなどということが議論になるということを想定していませんでした。そういう意味では、今日の状況について、逆に驚いているところもあるのですが、そういったことで欧米の4カ国を選定して調査をしました。

実際には企業をとりまく税やサービスに関する制度について、そしてそれぞれの国で、財界や中小企業等の団体、あるいは政府に対し、コンサルさんのほうでヒアリング調査を行っていただいて、それぞれのところが負担や、サービスに関してどのような考え方をもっているかということも調べてきていただきました。そのようにして見たときに、1つは税と社会保障給付との関係で、アメリカは実効税率で言うとカリフォルニアの例では高めに出ているのだけれども、社会保険料の負担は相対的に低いということもあって、それぞれ負担の概念もまちまちだし、企業が公共部門に求めているサービスも相当異なる。そのように考えると、改めて、実効税率の議論は相当乱暴ではないかということが話として出てきたところです。

その一方で、国税・地方税、社会保険料の企業負担割合のところ、この数字について後で議論できればと思うのですが、ここでは資料の40ページからにあるとおり、各国どこが企業の負担かということも推計して入れております。特徴的なのは、今回これ所得課税、資産課税以外に消費課税のところも産業連関表を使って企業需要分割で按分して入れたということで、この妥当性については先ほども〇〇委員から御指摘がありました。これはいかになものなのかということも話として出てくるかもしれません。

ただ、その部分の税負担が、経費として、コストとしては乗っかってくるということで1つやってみようということで出したところでございます。

こういったもろもろの負担というものを入れたときに出てきた数字ということで、これが1つの参考になるのではないかと考えているところです。

今回ぜひ議論していただきたいのは、こういう形で実際の企業が負担しているというのがどのぐらいの割合なのかということ、この数字のつくり方をどういうふうにか考えるかということ、その一方で、では企業が求める行政サービスというのはそれぞれどういふもので、それに対して政策としてどういふサービスが提供されているのかということの比較から何を見るかという点です。非常に印象深かったのは例えばオランダでして、まず税負担の関係で言うと、オランダというとEUの拠点でかなりグローバル企業を誘致していて、実効税率も大変低いというイメージがあるのですが、実際にはさまざまな資産課税であるとか消費課税、社会保険料の負担まで入れると、実はその負担というのが余り日本と変わらないという数字が出てきたということと、さらに企業の側がオランダに立地をすることの魅力というのが、税の負担というよりは事前に交渉をして、税額を負担前に確定できる。なので確実に経費の割合というものが事前に算定できるので、そのこと自体が非常に経営上、見通しを立てやすいとか、あるいは制度改正であるとか、立地に関して必要な法人の登記から始まって、ありとあらゆるサポートを行政の側が提供しているとか、むしろそういったところが非常に企業を呼び込む上での魅力になっているという話があったのが印象に残りました。

他方、スウェーデンでは、先ほどの事務局の説明にもありましたけれども、とにかく公平性を確保するということで、優遇措置というのはほとんど行っていないというような仕組みになっているということもございました。そういったところで負担に関する話があるということと、一方、サービスに関して言うと、それぞれのところで補助金を出しているところとか、インフラ整備や各種ソフトサービスのほうを充実させることで魅力ある立地の環境を整えているところですか、それは国あるいはその国の中の地域によってもまちまちでして、それぞれ非常に特徴のあるところが出てきました。

1点、ドイツの話で特徴的だったのが、ドイツは税のところでさまざまな優遇とか支援策をするのではなくて、補助金のほうで対応する。1つは税務当局には産業政策に関する判断能力はない。むしろ産業政策を扱っている役所のほうが、積極的な立地であるとか企業支援に関するノウハウを持っているので、税についての一定の優遇というのはほとんど行われずに、むしろ施策の部分で対応するといったような話もございました。

このあたりのところをトータルに見ていった最後の分科会の議論としては、それぞれの国ごとに企業が政府に対して求めている役割も異なっているということと、企業と政府の関係のあり方というものも異なっている。そのように考えたときに、単純に税率のあり方とか、実効税率の議論なんかで競争力ということを議論するには限界があるのではないかという話も出てきたところでございます。

なかなかこれはそれぞれの国によって制度も違っていて、横並びで比較をするということが非常に難しいところもあったのですけれども、それぞれの国の企業と政府の関係であるとか、負担のあり方であるとか、あるいは企業に対するサービスのあり方の特徴的なところというのは、ある程度整理できたのではないかと認識しております。

大変雑駁ですけれども、私からは以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 分科会長から総合的な議論がなされました。企業の活動をどうやってサポートするのか。広い意味での経済政策、産業政策の問題がまず行政としてはやるべきことであるということを見ていくと、それぞれの国でそれぞれの重要な価値観に従って、それぞれに可能であると思われるものをやる。しかし、これについても租税特別措置はうまく効くのかとか、補助金がうまくいくのかとか、教育、サービスその他の方法がうまくいくのかということで議論するしかないということで、基本的には余り経済政策の手段として税制というのはないというのが一般的な印象である。

ただし、日本でそうでないということにはもちろんならないのですけれども、日本の税務当局になぜ経済政策をする能力があるのか。簡単に言えば租税特別措置を権力をふるいたい、と自民党税調や大蔵省主税局が考えた、して説明するしかない。財務省の主税局が思ったのは、それは主計局や理財局に対する対抗意識でしかないというふうな日本の官僚制を前提にすれば、それはそれで非常に理解ができる。政治学的には、です。

では、それ以外に本当になぜそれがうまくいくのかということについては、私自身はよくわからないので、要は税金をめぐって経済政策をするということにどれだけ意味があるのかというのが、1つポイントになってくるのではないかとすることがあります。ただ、これは経済政策全体の中で打つ手がないとあれもやってみよう、これもやってみようというふうにやって、大阪都構想でさえ経済政策の一環として言われているわけですし、道州制も経済政策の一環なわけでありまして、要は何でもありだと。大学を強化すれば経済はよくなるとか、いろいろなことをみんな言いますので、あれもこれもある中の「自分探し」の一環としての歴史的意義をもう終えたのではないかとというのが率直な印象であります。だから税制に経済政策を求めるよりも、ちゃんと経済政策の所管部署で、真面目に経済政策を考えてくださいというのが、税制を所管する部署としては言うべきことではないのかなという印象を持ったという次第であります。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、お願いします。

【〇〇委員】 〇〇分科会長からいろいろ話いただきましたので、手短かに議論の出発点を中心にお話をさせていただきます。3つぐらいです。

1つ目は、国際比較をするということで、どういう切り口でこういった国際比較をするのかということから議論が始まりました。一般的に企業の負担として比較されている指標というものは何かという意識で考えると、多くは税率による負担率だけで議論されているので、まずは負担率の中身を議論しました。

ただ、その負担率自体もいわゆる法定税率に若干損金算入系のを考慮しているだけで比較するというところは、やはりおかしいという意識が当然のことながらありました。そうすると課税ベースを考えていくという流れになるわけです。そうすると例えば租税支出で国際比較ができるのではないかとということも一方ではあったわけですが、租税支出自体も各国の税法の規定の中で特別措置だというふうになっているものについて計上されてくるものですから、ほかの国との比較をそこだけでやってしまうと、またそれはそれで非常に難しい。ただし、資料としては検討する材料として出しておくのがいいのではないかとということで、租税支出に関しても少し報告書に出しています。また、負担率を示す税率と言っても先ほど〇〇委員がおっしゃいましたとおり、例えば事前の実効税率を設けているような比較をやっているとか、そういったものもあるわけですが、この委員会ではそこまではやらずに、国際比較データとして現在用いられているものとの関連で、こういったものが負担率として出せるのかということ、出発点にしました。

その観点から2つ目ですけれども、法人企業という形でいろいろ比較がされるわけですが、そもそも法人所得税の対象となる法人というの、各国での定義がばらついていて、日本の法人とほかの国の法人というものが同じ活動をしていても、ある国では法人所得税の対象になっていなかったり、非常に難しいというのがございます。ですので、ここは法人というところに着目するというよりも、企業活動というところに着目をして、素直にデータが出せないかということで一応算出しております。

ですので、負担というところに意識が非常にあるというよりも、先ほど〇〇委員がおっしゃったとおり、企業活動を通じて課している税を並べるとどういふものがあり、それを用いると今までの法人企業の所得課税に限定したデータと比べてどういふ部分での違いが出るのか、あるいは同じなのかということを検証してみると、何か出てくるかもしれないという形で委員会の議論が始まりました。

例えば負担の議論というの転嫁と帰着の関係で問題が出てくるというのを当然意識の上で、ただ、それはそれとしてあまり操作せずに置いておいて、少なくとも現状の議論でデータとして追加的に出せるものを出した上で、議論をするのがいいのではないかとということで算出したという経緯です。

難しいのは負担とサービスとの関連というものをいかにつけるかという点でした。印象としてはやはりいろいろな国を見ても負担とサービスと関連づけるというのは非常に難しく、そもそも税で徴収しているものに対して個々のサービスとの関連をつけること自体が難しいので、そこは調査を通じていろいろな国の人々の考え方を聞いてみて、どういふ認識なのかということ、これを明らかにすることも、これまでのいろいろな調査や研究蓄積との関係で言えば、何か出てくるのではないかと発想でした。

最後の3つ目が、国ではなくて地方と企業との関係というのに絞り込むと、ますます何かを打ち出すというのは非常に難しい。ですので、報告書の形で出すとすれば、各国こういう形でしたと出した上で、委員の先生方にいろいろ議論していただくほうがいいのではないかと意識で、この報告書の形となりました。

済みません、感想みたいな感じですが、一応そういう形で報告書がまとめられていると私は思っています。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、〇〇委員。

【〇〇委員】 〇〇でございます。

企業の公的負担のあり方についての案の39ページ目の表1をお開きいただきたいと思います。

私の印象と、今回の分科会での活動と表1は非常によくリンクしていると思います。その最大のポイントというのは、大きく左側の2列は何を言っているかという、公的負担と行政サービスの特徴でございまして、つまり負担させるのだったらそれなりの受益がなければいけませんよね。では各国ではどれぐらい受益があったんですかということに、ぱっと見A4の3分の1ぐらいの説明を使っている。実はこの報告書をよくよく読んでいただけると、この辺にすごく思い入れが今回の分科会であったということを感じていただけるのではないかと思います。

逆に左から3~6列目というのが、いわゆる通常のコストに当たる、誰が負担するのかは別にして、負担者側からの目で見たときにどれぐらい負担しているのかというのをなるべく共通の視点で、またはこれまで使われてきた視点で比較しようというものが数字であらわされている4列になるのだろうと思っています。これはいわゆる負担側のサイドの気持ちだと思います。

一番右側の列が、これがまた私的にはすごく思い入れがあるところなのですが、この列が言っているのは、実際に負担と受益というものはしているのだけれども、各国かなり企業というものの考え方、または海外から企業を誘致しようとするときの海外企業に対する位置づけというものは、かなりバラエティがあったというのが私自身、勉強させていただいたところです。その意味では、全体のバランスを大きく分けると、受益に対してかなり時間と労力を費やしていただいた報告書、それから、各国で課税者または納税者としての企業というものの位置づけが、かなり国民性も含めて違ったところを私は大変勉強させていただいたところが、恐らくこの分科会の報告書の中にも織り込まれているのではないかと思います。

ぜひこの点に少し目配せをしながら読んでいただけると、意外に奥行きのある報告書になっていると思いますので、その点をぜひお感じになっていただきたいと思います。それ以外の〇〇委員と〇〇委員からいただいたコメントは、逆に言うとなりが本当は分科会の中で指摘しなければいけなかったところですので、私がおめんなさいと謝っておきたいと思います。済みません、私自身の不勉強が他の方々に影響を与えてしまいまして、申しわけございませんでした。

【小委員長】 ありがとうございます。

それでは、お手元の資料にあります第4回小委員会の論点、企業の公的負担のあり方について。複数の論点がございまして。実は既にそういう今の質問、コメントの中にいろいろなここに書かれている4つの論点のことが出てきておりますので、時間のこともございますので、まとめて議論していただきます。

改めて分科会以外の委員の方々からのコメント、御意見を含めて御発言をいただければと思います。いかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 最初にこれを言わなければいけなかったのですが、先ほど質問から入ってしまいましたので。

まずはこの分科会の作業の取りまとめに対して、非常によい内容の国際比較、新しい事実を含めて盛り込まれているという点には、まずは感謝申し上げたいと思います。これが東京都税制調査会の名前で出るということで、より記述をフェアにしておいたほうがいいのではないかというふうには思うわけです。そういう意味で言うと、先ほど〇〇委員がおっしゃったところの39ページの思い入れというところは、法人擬制說的に言うと微妙に齟齬がある。

どういうことかという、企業を通じて課している税や社会保険料は、結局、企業のステークホルダーが負担しているということであるわけなので、負担は企業にまつわる人たちが負担しています。人間が負担しているのだけれども、その企業と無関係の人は基本的には余り負担に関連されないはずなわけです。顧客とか直接株主と

か従業員でなくても、その企業が生産するものの顧客であれば、その消費者も負担を強いられるということがあ
る。そういう視野で考えたときの負担ということとできれば連動して、この39ページを書きいただけたらとも
う少しわかるのかなというふうに思う。

もちろん〇〇委員おっしゃったような錯覚とか、そういうものはあるのですけれども、そこまで言ってしまう
と誰が錯覚しているのか出てこい、といったような話になるので、ちょっときついなという感じがするので、
もう少しマイルドに言うと、企業にまつわるステークホルダーが負担していることは、それは私も当然認めるこ
とであって、法人擬制説的に言ってもそのとおりなので、企業を通じて税や社会保険料を課していて、その企業
にまつわるステークホルダーが負担している。

別の言い方をすると、この税制調査会でも前にお話したことがあるのですけれども、では東京都が企業に対し
て課している税というのは誰が負担していることになっているかということ、東京都民でない昼間人口に当たる他
県の人も負担していることになるかもしれない。そういうところは、いわゆる個人住民税とは違う側面がある
ということなわけです。最終的には個人に負担が帰着するとはいえども、企業を通じて課することによって、本来、
東京都が個人住民税だと課税権を持っていない人間に対して課税をするということはできるという、そういう関
係が確かにあるということなので、それを考えたときに、ここの論点にいいよ入るわけですが、行政サ
ービスとの対応関係はどうするかということは、結局のところ企業なる怪物に行政サービスを提供しているの
ではなくて、企業と関係ある都民でない人に対して東京都が東京都の税金を使って行政サービスを提供している
ということがあり得るということなので、企業のステークホルダーが受益者で、企業という受益者がいるわけ
ではないということです。それは私もみずからこう申しているわけですから、そういう理解をしていて、恐らく例
えば39ページで言うとオランダの一番右下のところにある行政と企業の相互理解というのは、そればかりでは
ないと思いますけれども、そういう理解も入っているのではないかと私は思います。つまりオランダ人しか関係
ないというわけではないという企業のかたまり、ステークホルダーということは当然あるのだろう。

なので、それとこれが好対照というふうになるのかわからないのですけれども、日本の一番右端の列の右上の
ところにある受益者に負担を求めると言っているのと同じなのか違うのかというのが、微妙にこの文章を見て
いるだけではよくわからない。オランダの意識と日本の意識というのが同じなのか違うのか。

それとケチをつけるみたいで申しわけないのですが、「現地官公庁等へのインタビューに基づく見解：日
本を除く」と書いてあるので、この日本を除くと言っているのは、ここの日本は誰の見解なのかというのがよく
わからないので、ここははっきりさせておいたほうがいいのではないかと。これは要約している表だというのなら、
本文中にこういう見解があるということを書いておいて、この表には要約を書くという話になるのかなという
のがあって、そういう意味では39ページばかり言っているのですが、39ページがかなり代表しているもので、
それと連動するところの本文も少しそういうトーンがあって、ただ、基本的には制度を非常に丹念に記述してお
られるのは本文は大半だと思うので、余り本文のところでは修正をするということにはならないのかもしれない
か、むしろ37ページ以下の総括というところ、これと39ページと余り連動していない感じもするのですけれど
も、そのあたりのまとめ的なところでもう少し今、私が申し上げたようなところのトーンがあるといいのかなと。

あと、〇〇委員がおっしゃっていたところと関係するのですけれども、結局、法人課税と言いながら税率ば
かりが焦点になっているというのは確におっしゃるとおりなのですが、課税ベースが違うということですね。そ
れが先ほど〇〇委員がおっしゃったような意味でわかったということは、1つ重要なこの分科会の成果でもあ
ると思います。だからそこにもじむような、ここがこう違っていると、租特と言いながら、それは日本流の租税
特別措置法に書いてあるものをベースとした租特ということばかりではないということだったりするので、そう
いう各国の違いというのをお調べになっておられるなら、そういうところを書き込んだほうがこの資料としての
価値が高まるということかなと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

では、〇〇委員から。

【〇〇委員】 幾つかあるのですが、まず行政サービスという言葉がかなり出てくるのですけれども、例えば本文の20ページから見ると、これは行政サービスのことではなくて税率の減免とか企業への移転の話ですね。本来だったらそのようなものは、各企業が直面している税率を実効的に下げている政策ですから、サービスの話ではないと思うのです。

サービスの話であるならば、各種公共部門が企業活動に対してどのようなサービス～生産関数のパラメータに影響を与えるようなサービスのことですが～どのような活動を行っているかということを目指すので、ここで使われているサービスという言葉には非常に違和感があります。

もう一つ、キーワードにもなっていますので、今までの話を伺うと、ここでのサービスとはほぼあれではないですか。つまり、ここで書いてあるのは補助金とか政策減税とか減免とかといった言葉を使ったほうが宜しいのではないのでしょうか。多分具体的な本来の意味での行政サービスを数量化するの是非常に難しいと思うので、多分数量化できないと私は思いますけれども、それが1つです。

次に、サービスの1つで職業訓練というものがあるのですが、これは消費者の稼得能力を上げる施策なので、これは企業というよりも、家計の話ではないのでしょうか。ここに書いてあるような職業訓練の話などは、個人に対する再分配政策の代替策としていろいろ理論的に議論されていることでもありますから、非常に違和感があります。これで企業に対するサービスというのは無理がある。これが2つ目です。

税率のことなのですけれども、だから本来だったら政府はここら辺の企業に対するある意味ペイバックや実効的な移転をしているわけなのですけれども、本来、それを組み込んでネットの税率を出すことはできないでしょうか。私はよく知らないのですけれども、OECDとかIMFのフィスカルな統計、財政の統計には企業に対する移転という数字はないのですか。そのような移転額はSNAで出ていて、移転先に対して区別があるような気がしないでもないのですけれども、源泉等は多分出ないと思いますけれども、補助金とかは多分あるような。ないですか。まあいいや、見ていないので。チェックされたらいいのかなと思います。

先ほど〇〇委員が言ったことですが、私が言った税率の云々というのは難しい話ではなくて、60年代、70年代ぐらいからアメリカのジャーナルで、どのように企業の税負担をはかるかという、一般に公開されているような統計からどういう出し方がいいのかという議論があるのです。なので、そんな難しい話では、州間で企業負担が違っている場合に比較してどうなるか。それを延長して例えばジャーナル・オブ・マネタリー・エコノミクスにも載っているのですけれども、SNAを使って、SNAの統計だけでどのように平均税率を国別で出さか。そのもとになる理論というのはどういうものになるか。そのような議論があるのです。そんなに難しい話ではないです。

表で言うと39ページにいきますが、一番右側のいろいろ書いて負担とサービスとか、負担と受益とか、いろいろな言葉が混ざっているのですが、これ一つ一つ詳しく見ていくと、それぞれが意味するのは全く違うので、これは見ている人をごまかしている感じがするのです。意味がわからず何となく読んでいる人、例えばスウェーデンのところで高福祉を支える(受益を得る)と書いてあるのですけれども、本来、ここで言う受益というのは企業に対する受益のことですね。皆さんが読むときに頭にあるのは。そういった関連で一番右側を読んでいくと、それがどれぐらい、実は話しているときに向こうで言う受益のベネフィットはどういうものを概念化されているかということもよくわからないし、ちょっとミスリーディングかなと。特定の方向に結論を持っていきたいのなら、そこら辺は余り問いませんけれども。特に行政サービスのところ見ても、先ほど言ったようにサービスではないですね。ただ、実際にしゃべっている人がサービスと言っているときに税の減免とか補助金とかも入っているのであれば、実際的にはそうなのですから、ただ、私の理解としてはここで言う企業に対するサービスという

のは、そういうものではないと思っています。これが2点目。

あと、税負担を計算するときに、何で消費税が入っているのですか。消費税は多分、企業が払っているからという話になれば、それはどうして源泉徴収分、所得税を抜いているのという話になりますね。そこがよくわからない。最後の点は説明をいただければと思います。どうして源泉徴収分を抜いて消費税のところに入れているのか。

企業負担のほうもそうなのですけれども、社会保険料も、本来だったらそのまま賃金に上乗せできますから、転嫁しようと思えば、実際に経営者の方は人を雇うときは多分、社会保険料まで考えて人を雇っているはずなのです。実際に大学で予算を組むときも、人件費は社会保険料を入れて計算しますから、その実際の負担がどこに行っているかというのは別にして。そういった意味では社会保険料を入れているのは整合性はつくのですけれども、そこは入れたり出したりしているところの基準がよくわからないというのが質問です。

【小委員長】 ありがとうございます。

では、この点を分科会のほうから。いろいろ出ましたので〇〇委員から何かあれば。

【〇〇委員】 私のほうでお答えできるところと、事務局にお願いしたいところとあるのですけれども、今、〇〇委員がおっしゃられた幾つか観点がありましたが、実は分科会の中でも同じような議論というものはございました。

例えば先ほど1つは行政サービスと言ったときに、こういう研究開発への支援だとか補助金みたいなものはサービスなのかという話はあって、それは報告書の20ページのところも、大きい見出しは企業をサポートする行政サービスになっているのですけれども、その後のタイトルで行政サービスと支援策という言葉が補っていて、ももとの分科会全体で行政サービスという言い方をしていたのでそうなっているのですが、ここは後から調整する必要があるのかなというところ です。

職業訓練であるとか、子育て支援ですとか、そういうものは従業員個人に帰着するものではないかというのはある意味そのとおりなのではすけれども、これは後から補足していただいてもいいのですが、実際に現地に調査に行っていた結果についてお話を伺うと、財界、企業の団体から従業員に対する福利厚生として、例えば子育て支援のための施策というものをやってほしいということが出てくるのだそうです。必ずしも組合の側だけでなく、経営者のほうからそういう意見が出てきているという話もあったと思うので、それは後で補足いただければと思います。

あと、職業訓練に関して言うと、日本の場合はまだまだ産業というか、企業の側からこういう技能を持った職業訓練をやってほしいということが出てきて、それが職業訓練校のメニューに必ずしも反映されていない部分というのもあると思うのですけれども、諸外国の調査に行ってくださいと、むしろ事業主とか財界とか企業の側から、これから求められる技術というのはこういうところにあるので、それに関する職業訓練を職場でOJTでやるということではなくて、むしろ公的なサービスとしてやってほしいという要請が出てきているところもあって、なので実際に技というのは従業員個人に帰着するものではあるのだけれども、今回ここにあえて掲載したのは、そういったサービスを求めるというニーズがそういった事業主とか財界の側から出てきているという調査結果に基づいて、そういう整理をさせていただいたというところがございます。

もう一点、例えば社会保険料の事業主負担なのか、あるいは被用者側の負担なのかというのは今、〇〇委員おっしゃったとおりで、実際に被用者側の負担だとしても、結局、事業主がその分を考慮して賃金を上乗せしなければいけないので、これは企業の負担なのか、あるいは従業員の負担なのかというところがなかなか難しいというのは本当におっしゃるとおりだと思います。そのところも今、本当に〇〇委員がおっしゃったとおり、それは組合が強いのかどうかとか、そういうところで賃金に上乗せがどこまで効くのか効かないのかというところも絡むので、一概に線引きするのは難しいところがあるのですけれども、今回は粛々とそのところは制度に乗っか

って整理をしつつ、どういうふうな声が出ていて、それぞれの国では行政サービスとしてどういうものを企業の側から要望として出しているのかということに着目をして、あえて整理をしてみたというところでございます。私からは以上です。

【〇〇委員】 ではこの23ページの③のタイトルは変える必要がありますね。企業の要請に基づいたとか、そういうふうなものを入れれば誤解が少なくなります。

【〇〇委員】 なるほど、ありがとうございます。

【〇〇委員】 消費税の件は。

【税制調査担当部長】 〇〇委員のお話で尽きていると思うのですが、蛇足になるかもしれませんが、従業員に帰着するサービスと思われる職業訓練であるとか、そういったものを企業側にヒアリングしたときの印象として、企業側は非常にそれを重視している。そのときにおっしゃるように、恐らく組合が強いからだろう、組合に要望されて企業がそれを重視しているということなのではないかというふうに私ども当初は思っていたのですが、ヒアリングをした中で出てくるのは、企業がいかに優秀な人材を確保するかといったこと、労働市場の質ということに非常に高い関心を持っていて、そこに企業側もある程度積極的にかかわろうとしている。ないしはそれを行政に対してサービスとして期待を持っている。それは強い組合から要望されて仕方なくやっているということでは必ずしもないのかなという印象を持ったということは、私どもヒアリングの結果としては感じた部分でございます。補足でございます。

【〇〇委員】 タイトルを変えればいいのではないですか。企業の要請に基づいてと。書きぶりもそういうふうに書いたほうが、普通の人が読んだときに違和感がないと思います。

【小委員長】 では〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 〇〇委員の御疑問はもっともだと思うのですが、最初に申しましたように、そもそも企業は負担主体でもないで、サービスを受ける主体でもそもそもないと考え、そもそも企業に対する行政サービスというのは概念上あり得ない。そういうことを前提にした上での、要は負担という錯覚に基づいた上での、行政サービスという錯覚の話をどういうふうに処理するのかという問題なので、違和感があって当たり前であって、むしろ経済学者が違和感を持たないとする、そのほうが問題であるということだと私は思います。

ただ、そこで実際問題、企業が要請するという政治学（政治過程論）的な実態を、このような国際比較で一律に枠組みとしてつくれるかどうかというのはかなり難しい問題です。むしろ何を負担と思い、何をサービスと思うのかということ自体が社会的に構築されているものである、それを比較するということが極めて困難である。しかし、あえて審議会としてこういうものを我々が構築した場合にどう判断するのかということなので、企業が要請したというふうな社会的構築主義を前提にする。

要は論者として一定の構築をした上で、現実にある言説を処理するというプロセスになるので、企業が要請したという概念は問題がある。企業が要請するかもしれないと我々が諸外国を見たところで一般的に想定した範囲ということになるのです。だから非常に曖昧なものなのです。だからいわば錯覚の上に錯覚を上乘せした上で、各国の錯覚をそれぞれモザイクのように合せて、さらに抽象的な錯覚を調査会として構築する。その抽象的に構築された錯覚の中から、現在における日本の政治的言説の錯覚との差異を出すということなので、非常に難しいと思うのです。

簡単に言えば日本で行われている負担とかサービスの議論というのは唯一のものではなくて、君たちの思い込みである、と経営者に対して論ずことです。諸外国ではそれはサービスだと、少なくとも企業に対するサービスだと思われているけれども、日本人は思っていないものもあるし、諸外国では負担だと思われていないものを負担だと思っている場合もあるので、先ほど源泉徴収について私もずっと源泉徴収はむしろ企業の負担だと言うべきだというふうに言ったのですが、それは大体多くの企業は源泉徴収は負担だと感じていないらしいとい

う社会的構築の実態から、一般的に抽出して排除された。ところが、消費税はなぜか思っているらしいという、これは経済学的根拠ではなくて、構築の実態からグラウンデッド・セオリー的に、つまり実態から抽出されたということで、それは全員が錯覚しているから一応了解しているということに過ぎません。それについてあえて異を唱えるということもあり得るわけですが、つまり源泉徴収とかそういうものについても負担だというふうに言うこともできるけれども、それはしなかった。社会保険料に関しても同じ処理です。

ただ、〇〇委員がおっしゃったように税務における行政手続は何なのかという問題。これは負担なのか。例えば税務交渉で税務調査が入って事後的に不確実性が与えられるということは負担なのか。オランダにおける構築だと、事前に確定するということがサービスである。事後的にぐちゃぐちゃ言わないということがサービスになるということで、それを事後的に言われることが負担であるというふうに構築するか。それともタコ社長のように入事後に駆けずり回るといのは別に当たり前のことであって、あれは負担ではないと考えるのか。非常に実際は難しいわけです。もっとほかにも諸外国ではサービスだと思われているものに、行政手続というのは1つあるわけですし、多分法務サービスとかいろいろなことが諸外国ではサービスだと思われている。しかし、日本ではそれほど重視されていないとか、そういう差異はあったということで、なぜ日本においては実効税率を下げるということに収れんしてしまうのか、というような歪みのほうが大きいことではないかと思えます。

〇〇委員がおっしゃるように、非常に異論もなく確定的に論述することは極めて難しいということで、しかも注をつければつけるほど何を言っているのかわからなくなるということなのです。

【〇〇委員】 もっとシンプルにいうと、税引き後利益を減らすことが、ここで言う「公的負担」という話に尽きるのではないですか。税引き後利益をふやすことにつながるものは「受益」ということなのではないか。そうシンプルに割り切ってしまうと、割とここで言っている話はそう整理できるというか、つまりⅢ節で言っていることは税引き後利益をふやす方向に働くものであると考えられる。

【〇〇委員】 減税もサービス。

【〇〇委員】 サービスという言葉は、私はその言葉は〇〇委員がおっしゃるような意味でもう少し丹念に言葉を選んだほうがいいと思います。けれども、どれをどこにカテゴライズするかという意味で言うと、「公的負担」と言っているのは税引き後利益を減らすファクターである。第Ⅲ節で書いてあるのは税引き後利益をふやすファクターである。そういう割り切りで言えば経営者というか、企業にまつわる方々から素朴に思っている話と、つまり〇〇委員が錯覚とおっしゃっているところの話と、この言葉の話はほぼリンクすることなのではないですか。

【小委員長】 〇〇委員。

【〇〇委員】 まずもって、この分科会でおまとめいただいた委員各位に感謝したいと思います。また、〇〇の皆さんにも感謝したいと思います。

そもそも非常に難しい話ではないか。何を言いたいのかというと、法人課税の意義をどういうふうに租税法上考えるのか、経済学的に考えるのか、あるいはそれぞれの哲学でどう考えるのかということに尽きてくるのではないか。

1つは、〇〇委員が言われたように法人擬制説的な観点で眺めると、そういうようなことが言えるのではないか。その一方で、法人実在説的なスタンスで法人課税を考えるというのも現実にあるわけです。転嫁と帰着、誰が負担するのかというのは当然、自然人が負担するというのはおっしゃるとおりだろうと思うのです。

それで、こういう理解でいいのかなのですけれども、法人は自然人の組織体である。ただ、現実の実体経済における法人活動すなわち企業活動というのは、法人を構成する自然人やステークホルダーである自然人に個別に要素還元できないというのが事実である。ここはよろしいでしょうか。そうすると、組織体を経済主体として現実に認識して、その組織体一体としての要素還元できない組織体が受けている公共サービスに対して、一

時的にその組織体として応分の負担を求めることに意義があるというのが、法人課税の意義づけとしてはかなり合意が得られるのではないかと。

実際に窓口として、あるいは要素還元できない組織体に課税した税負担はどうなるのかというのは、また別の話であって、当面の受益と負担、東京都なりが言っている受益と負担というのは、そういう意味合いで理解することでもいいかどうか。この辺も御議論が必要かもしれません。

それで法人課税の意義づけとしては、収入十分性なり財源調達手段として、法人にこれだけの税支払を、法人という窓に対して税負担を求めます。その実質的な経済的な帰着した負担はどうなるかわかりませんが、これだけの税収を法人という窓を通じて、チャンネルを通じて集めなければなりません。では、そうしたときにどういう課税の仕方が中立なのだろうかとか、どういう課税の仕方が公平なのだろうかということで、法人課税のあり方というのは議論があるのだろう。中立課税としては、それはキャッシュフローでいくのか、あるいはACE (Allowance for Corporate Equity) でいくのかいろいろありますけれども、中立という観点で考えたときにどういう包括的なものでいくのか、その辺のところの議論はあると思うのです。

もう一方で包括的所得税や支出税という個人税体系で、所得課税でいくのか消費課税ないし支出課税でいくのかというときに、今度、公平という観点でいったときに源泉徴収的な意味合いで法人課税を位置づけるのかそうではないのか。この辺のところの整理がやはり今の政府税調も、私どもの都税調も法人課税をどういうふうに位置づけるかということとを真正面から議論してきていないのではないかと。どうもその辺が整理できていないので、法人課税というものについての哲学的なスタンスの違いや物の見方の違いは置いて、とりあえず窓口としての法人を通じて課税されているものは、どのくらいなのでしょうねということ、それを企業の公的負担という名前と呼ぶのがいいのかわかりませんが、そういうような観点で整理する。これは〇〇委員もよろしいのではないかと思うのです。窓口として組織体にどれだけの負担というか、税を課しているのか。こういうことで理解をすると、恐らく御異論はないのではないかと。

今度は今、〇〇委員からあった行政サービスをどういうふうに考えるのかといったときに、これも非常に難しく、どこからどこまでがユニバーサルな行政サービスで、どこからどこまでが個別なのか。例えば先ほどの従業員の教育支援というのは、これもまさに全部企業の受益にはなっていない、あるいは法人の受益になっていないのではないかと。分科会長の〇〇委員から言われたように、個人の受益にもなっている部分があるので、そうしたときにどういう考え方でこの報告書をまとめるかといったときに、どこかで余りいろいろな意味合いが持たれないように言及しておいたほうがいいというのは〇〇委員のおっしゃられるとおりでないかと思います。ここは私も十分読み切れていないので、行政サービスの部分については少し考えていただいて、企業に応分の負担ということの意味合いが、どうも何が応分なのかということもあろうかと思えます。ここの部分の書き方、負担についてのある意味、中立的な考え方もどこかで触れられておいていただいたほうが、〇〇委員やほかの委員がおっしゃられているようなフェアではないというような印象を持たれないかということ、恐らく〇〇委員が心配して言われていると思います。やはり法人課税というものは非常に難しく、政府税調も避けて通っているわけですね、意義づけを。表面的な実効税率だけの話をして、グランドデザインが描かれていない中での成長戦略が議論されているわけですから。そういう点では、都税調で地方法人課税の意義をどういうふうに考えるのかといったときに、明確に財源調達手段だということは言っていないのではないかと個人的に思うのです。

その上で、では公平と中立の観点から考えたときに、あるいは国と地方を通じた税制の望ましい姿を考えたときにどうなるのかということですね。そのときに財源調達手段とした場合に、法人というチャンネルを通じて集める額と、個人というチャンネルを通じて集める額のウェイトづけについては、政治決定でお考えいただくような話になるかもしれない。財源調達という必要性があるということとを前提にしたときに、税目間の構成、収税率が今度、議会なり知事なりがどう御判断するかということも含めて、そこについてはどういうふうに税調なり

審議会と申すまいか、当事者以外の、納税者の代表者でないアドバイザー的なスタンスの審議会がどこまでその割合まで言えるのかということについては、私はかなり差し控えたほうがいいのではないかと個人的な意見もありますが、少なくともこれだけの財源調達が必要です、そして納税者の皆さんにそれを納得していただくための税のあり方というのはどうですかといったほうがすっきりするのではないかと個人的には思っています。何か変な話になっていますけれども、くどいようですが、法人課税の意義づけについて、もう少し丁寧に書いておいたほうがいいかなという印象も持っています。

以上です。

【小委員長】 ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 とてもいい分科会の報告をいただきまして、読者として感謝しますというか、都民として感謝します。

こういう問題意識を我々は持っていますというのが初めのところで書いてありますね。法人実効税率の高さというのは、国内産業の空洞化や外国企業の日本への投資の阻害になるのか。実際そうなのかということとか、あるいは日本の企業は公的負担が諸外国に比べて非常に高いということが言われているけれども、どうなのかということを経験的なテーマにして書いておられて、非常にこれは私は重要だと思っていますし、特に諸外国のとうきに、例えばアメリカの税制、スウェーデンの税制というふうくに国別に書いて、さてというふうな論議があるのだけれども、ここではテーマ別にスウェーデンはどうだ、アメリカはどうだというふうに書いていますね。これはとても私は、わかりやすかったと思っています。

ただ、読んでいてわからないところもあったので、時間がないときにお話を伺わなくてもいいですが、5ページの真ん中あたりです。3つ目のポツ2行目、一般行政、社会保護と書いてあるのですが、社会保護という言葉がこの文書の中にほかにはなかったように思うのです。だからどういうことで社会保護という意味づけをこっただけでなされているのか。読み込めなかったということです。

12ページ、これはドイツのことが書いてあって、連帯付帯税は法人税額の5.5%と書いてあるのですが、その前に説明がいろいろございまして、税収が169.3億ユーロということで、これが2.8%を占めるんだということから逆算すると、ざっと6,000億ユーロというものが全体になって、それに対して5.5%ということになると数字が合わない。ちょっとこのところは説明をしていただかないと、5.5%で136億が出てこないということでもあります。

私も20ページ、21ページは〇〇委員の御意見に近いのですけれども、読んでいて少し内容が表現したいことと一致するのかなという感じはしましたので、御検討いただければなお幸いです。

先ほど少し論議になっていた40ページの表なのですが、3行目のところに消費税について、推計による企業の負担割合と書いてあって54%ほどと書いてあるのですが、これは全く実態として、私としては全くなじまない。負担が54%って、負担しないということが前提の税が54%というのは半分以上ということでしょう。GDPの30%が輸出と投資財です。輸出と投資も全く消費税は企業としては課税されないわけですから、これだけ抜いても30%がなくなっているのに、なぜ負担率が54.7%になるのかというのは、ちょっと違和感を私は感じました。ですから54.7%になるなら、そういう違和感に対し、説明をするものが必要ではないかと特にここでは思ったわけです。

御議論の中で法人擬制説のお話が出ました。私も学生のころ、何十年も前ですけども、最初に法人擬制説というのは習っているわけで、よくお話は承るのですが、確かに我が国でも法人擬制説だったのでしょね。明治20年に所得税法ができたときに法人は全く課税の外で不課税でしたから。10年たって法人への課税が明治30年から始まりました。法人税法が独立したのは昭和17年ごろだと思います。だから法人税が改めてできるま

ではかなり時間があつたわけでありまして、確かに所得税法1本で法人に課税するのもおっかなびっくりやっていたということは間違いないと思うのです。

ただ、我が国の民法は人格を2つ認めています。自然人と法人というふうに人格を2つ認めていて、法人に対しても経済活動の主体性を認めているということがあります。ですから私は先生方の御議論はとても理解できない部分もあり、非常に程度の高い御議論だと思うのだけれども、実態として経済活動できる主体に課税するというので、このレポートが始まっているということを考えれば、それはそれで非常にわかりやすい報告書になっていると思います。

オランダの例についてですが、私はここに書いてあるスウェーデンとかアメリカとかドイツとか行って課税当局ともいろいろ話をさせていただいて、実態を調べたことが過去にあります。それよりもずっと新しい報告ですから、そういう意味では非常に貴重なのですが、オランダについては課税当局と接触したことがありません。スキポール空港に降りてオランダにある世界最大の租税研究所に行ったことがありますけれども、課税当局から話を聞いたことがありません。だからオランダについて事前のアグリーメントが非常に有効だというふうにお書きになっている。これはこれでそうなんだと思います。ただ、アグリーメントについては各国それぞれいろいろあるわけでありまして、日本でも全くないかというのと、そんなことはないのです。日本でも当局との間では情報の交換もある程度、括弧つきですけれども、できないわけではないし、納税者も事前にアグリーメントをとるということもできないわけでもない。そこで、この辺を大きくもし取り上げられるのだったら、もう少し具体的に調べる必要があるのではないかと思います。

各国とも納税者との関係が非常に親密なところというのが、税の徴収について高い効率を示しているわけですから、本当はそういう背後にある歴史的な背景も含めたことも少しあるとなおいいのかなと感じました。例えば、スウェーデンという国は日本流にわかりやすく言えば、北海道が独立したような国でありまして、人口も非常に少ないし、産業もないわけで国内市場がないわけです。スウェーデンの経済庁の長官が、日本に来て言っているのは、国土が非常に狭くてマーケットがない。だから法人税率を高くしてはだめなんだということをはっきり言っているわけですから、そういうことも踏まえて考えていく必要はあるだろう。法人には低い税率、個人には高い税率の負担を求めなければいけない。こういうことを言っているわけですが、そういう違いについても吟味しながら、この議論は必要かなと思います。

【小委員長】 幾つか最初のほうは質問もございましたが、事務局から。

【税制調査担当課長】 事務局で答えられるお話だけさせていただきます。

まず5ページのオランダの社会保護という言葉がここだけ出てくるということですが、これはオランダの中央政府の目的別の歳出内訳の項目を、原典を日本語に訳したものでございまして、もともとの言葉について、後ほど調査会社から。

【〇〇委員】 これは社会保障のことですね。OECDの言葉で使うことがあるので。

【税制調査担当課長】 ありがとうございます。私のほうで足りないことを後ほど受託会社から補足をさせていただきますが、12ページのドイツの税額は調べてみます。

18ページ、19ページの表現の話もありました。これはまた精査いたします。

消費税につきましては、分科会でこれまで消費税はこの企業負担に含むという前提でお話してまいりましたので、企業の消費税が全て最終消費者に転嫁されるのかどうかということは、その辺は御議論があるかと思うのですが、前にもほかの委員の方からも御質問があつたので、仮に消費税あるいは付加価値税といったものの企業負担がゼロだというふうに仮定いたしますと。

【〇〇委員】 付加価値税の過程自体が控除できるから、そうなのではないですか。

【税制調査担当課長】 仮に企業負担がゼロだといたしますと、39ページの表1の国税・地方税、社会保険

料合計額の企業負担割合、日本が49.0という数字になっているところですが、これは日本やアメリカでは5ポイントぐらい差がある感じになります。EU諸国のほうは10ポイントぐらい差があります。と申しますのは、EU諸国は税収に占める付加価値税の比重が高いものですから、仮にそういう設定で計算をすると、そのぐらいの違いが出てくるということでございます。これは参考までにそういう数字が出たということです。

【〇〇委員】 EUにはいろいろな国がありますけれども、例えば交際費について控除できる国と引けない国がある。引けない国は負担ですね。日本はどうですか。引けるでしょう。だから租税負担としてどこにこの54%を求めているか。ほとんどない。特殊なところはありますよ。例えば金融機関とか、これは課税売上高がほとんどないから。金融機関は課税売上高がなければ仕入れ税額控除はできないのです。だけれども、課税売上高があればみんな控除してしまうわけだから、そうすると54%なんていうのは外へ出せる数字かなという気がするということです。

【税制調査担当課長】 ありがとうございます。

【小委員長】 では、〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 質問なのですけれども、これはよく読むと産業連関表の中間需要・最終需要における企業需要分の割合で按分とあるのですが、そのロジックは何なのですか。何でこういうもので按分できるのですか。

【小委員長】 これは分科会の推計方法についてですが。

【受託会社】 前提といたしまして、経済活動に比例して消費活動が行われるという単純な前提に立っています。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 なかなか産業連関表だけで調べられるのかどうか、私もすぐには頭が回らないのですけれども、通常考えられることであり、かつ、直感にもかなうことということであれば、本来、例えば今年消費税率が上がって、3%ポイント上がっているから、物価を3%丸々上げられれば完全に転嫁できたということなのだけれども、そこまでは物価は上げられなかったということになった場合には、上げられなかった分というのが暗黙のうちに転嫁できなかった部分だというふうには考えられなくはないでしょう。もちろん需要の価格弾力性、供給の価格弾力性がどれだけかということに依存するので、上げられなかった分という言い方は微妙に不正確であるのですけれども、単純に言ってしまうえばそうなのです。

だから価格に基づいたところからはかるという方法はあるのだと思うのですけれども、税引き、税込み価格の差というか、そういうようなところから推計する可能性は考えられるのですが、産業連関表でこれでいいのかどうかというのは私も何となく大丈夫かなという心配がある。

それと先ほど事務局がおっしゃったところが結構重要なポイントになってきて、この報告書の肝にもかかわるところなのですけれども、つまりヨーロッパ諸国は付加価値税を高い税率でかけていて、しかもそれに対してそれなりの企業が負担をしているという比率で計算がされていて、先ほどおっしゃったような分科会での調査による推計値ということで39ページに載っているということなのですが、これは対GDP比の話でもそうですね。そうすると、例えば資料6の数字、対GDP比が載っているわけですが、日本は消費課税2.7%対GDP比で、スウェーデンは6.2%とか、オランダやドイツは4~5%、だからその差が対GDP比で大体2~3%ある。そうすると単純にその部分を外してしまうと、日本はドイツとほとんど変わらない。ドイツより低いと言っていた話がドイツと変わらないという話になって、オランダとも若干オランダが高いけれどもという程度だという話になると、スウェーデンは例外ですね、といった話になってしまうかもしれない。そういうこの報告書で結論と言っているのかどうか。何となく醸し出したいと思っておられるような結論とは随分違う数字になる可能性があって、意外と消費課税をこの分析で取り扱うかというのはナーバスなところになっているのかなと。結論に左右する可能性のある数字になっているのかなと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。
どうぞ。

【〇〇委員】 先ほどもだから企業が負担しているものはそのまま出そうという話だったので、こんな細工をやめて消費税を落としたほうがいいと思うのです。だったらちゃんと社会保険料もやれという話になりますから、ちゃんとやれるかというところとちゃんとやれないので、弾力性的の話もふやしたときにどれぐらいふえるかというものは出ますけれども、レベルを出すともたまたま1ついろいろな情報が必要になると思いますから、私はそのほうがいいかなと思います。本当はだから企業が制度上、社会保険料は入ってきてしまいますけれども、負担しているものを分解すればその内容がわかるような形で出しておいて、ここだけ何か理論的に求めたみたいなの、実際はそうではなくて、えいやで出していると思いますけれども、そういうものは要らないような気がします。よけいな文句がつくという意味です。

ちょっと話が変わりますけれども、政府税調の話というのは、あそこで議論になっているのは、あくまでも企業所得の税率でしたね。その点をここであちらの議論と一緒に、あちらの議論もはっきりしていないのですが、何でそうかというところ、要するに所得税率さえ下げればいいので、付加価値割をふやそうとしているわけですから、でも実際ももとの議論にある海外の企業を外から呼ぶ場合には限界税率ではなくて、そもそも平均的な負担が効果を与えるというのが学說的になっていますから、そうすると平均的な負担では当然付加価値割も入るわけです。だからあえて私はそこは税源調達能力だと思っていますので、そこら辺の話はしないのですけれども、ただ、ここは国民なり住民をだましてるところがあるので。ここで言っているのはプロフィット・タックスですね。実効税率と括弧つきで呼ばれているのは、企業が負担することになれば、本来、プロフィット・タックスを下げたから付加価値割をふやしましょうというのは絶対にならないはずなのです。本来だったら。私はそういう観点から議論する必要もないと思っていますから、税源調達能力ですからね。なので、そこら辺の書きぶりもちゃんとされたほうが、よりまじめな書きぶりになるといいでしょうか、ごまかした書きぶりにならなくていいのではないかと。特に地方税のほうは企業所得課税だけではないので、この辺は気をつけたほうがいいかなと思います。

【小委員長】 関連して、どうぞ。

【〇〇委員】 税源調達能力は確かにそうなのですが、私は *too big to fail*、つまり税収が大き過ぎるからすぐにはつぶせない税という意味の税源調達能力は認めますけれども、そもそも論として税源調達能力が大事だとか、もっと重視しろとか、そういう方向でまとめられると私はそれには反対です。

【小委員長】 〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 国のほうでは法人税率を20%台まで引き下げようという議論がされておりますが、その中で地方における法人課税の税率が高いということも、1つの要因のように言われております。そういう中で当調査会としてこの問題について積極的に発言をするのかどうかということと関連をしますが、この分科会の報告書において各国の法人税率との比較とかいろいろ検討されておりますが、この検討結果を踏まえて、何かその点を提言する考えがどうかをお伺いしたいと思います。

【小委員長】 これにつきましては、確かにこの分科会を設けた趣旨自体が、もちろん答申に反映させようということですので、これを生かせるものは生かしていきたいということで考えております。

今期の都税調が始まった時点では、それは2年以上前の話でございますので、まだ政権も今の政権ではなかったところもあります。要するに政府税調なり何なりで行われている議論のほうは後から始まったものですから、そのときの事情とかなり変わってきている面もあります。

そういうことも踏まえて今、調査していただいて、取りまとめていただいた文書、それから、分科会の報告書についても今、例えばいろいろな節等のタイトルを直したほうがいいのではないかと、あるいは用語の説明につい

て、いろいろとアドバイスや御意見をいただいております。それについて若干修正が必要かなと思っておりますが、それについては分科会長と相談させていただきたいと思っております。

今、お話がございましたが、前期の答申にも実は先ほど〇〇委員からお話ございましたとおり、法人課税、特に地方法人課税の性格についていろいろ書いたところがございます。先ほどございましたいわゆるステークホルダー、つまり株主であるとか、企業に対する債権者であるとか従業員、消費者といった方々が最終的に負担をするということも含めて、あるいはその人たちがこの東京都内、つまり課税される生産地、原産地に住んでいるとは限らないということも含めて実は書いてあります。今期は同じメンバーでやっておりますので、3年前に書いたことですが、それについては重々踏まえて今回もまとめさせていただきたいと思っております。

今、御議論いただいたものと、この報告書の内容と前期からの答申、それから昨年、一昨年の中間報告を踏まえて、そういうものをこれから取りまとめて答申という形にまとめていきたいと思っておりますので、そこで今、〇〇委員おっしゃられたとおり、今の政府の法人税率に関する議論に正面から答えるような、あるいは提言するような形になるかというのは、会長と相談させていただいて、答申をつくっていききたいと考えております。

ほかにはいかがでしょうか。〇〇委員、どうぞ。

【〇〇委員】 40ページの負担割合の推計のところは集中砲火を浴びてしまったように思いますが、これは経済学的に言えば当然でありまして、そもそも全て法人が負担しようがないという前提に立てば、転嫁という議論以前にそもそも負担しているはずがない。さらに消費税は転嫁するということが前提になっているし、前方でも後方でも、とにかくその本体ではない。どこかにどんどん帰着をしていくという建前がフィクションとして成立していますから、二重にそういう物語があるというのは事実だし、経済学的に言えば多分そうなる。だから分科会の経済学の先生は、恐らくそういう至極もつともな批判をされると困ると思うのですが、私は全然損益はないので、〇〇委員がおっしゃったように、あるいは〇〇委員がおっしゃったように法人を介してとか、法人を通過してという意味でももちろん議論されている面が実態としてはある。そうするとでは何で源泉徴収の所得税は入ってこないのか。これはまた理屈が通らない。

源泉徴収に関してはどうもいろいろな企業の方を見ても、これはさすがに俺たちが負担しているとまで構築した相当な俺様的な企業家はいないようであるというだけであって、これは一応仕事としてやっています。税引後利益が減らないとか、それはいろいろあると思うのです。消費税に関しては現実に構築されているときに、消費税について余り負担として主張しているというのが見られないという面と、若干これも何となく手間になっているという面があったときに、どの程度の割合を構築するのかという議論について、あえて現実においては法人税及び住民税の法人割のほうばかり言われるけれども、論理的な構築の可能性としてはここもあり得るはずである。

しかし、ここについてなぜ論点になっていないのだろうかという意味で、あえてこれをぶつけている。どちらが正しいというわけではなくて、現実に主張されているのはここを見ていないのは何でしょうか。仮にここを見たらそうでしょうか。要は両方の議論も相対的に余り根拠がない錯覚の上に成り立っているということを明らかにするというのがこの目的であります。あなたの主張は錯覚です。なぜならこの錯覚はあるでしょう。それについて反論したら、そもそも法人擬制説でどんどんいきますから、そもそも負担していないでしょうという話に帰着するようなものでありまして、ここにクレームをつけてくるのであれば法人擬制説を全面的に出すというのが一番もつともである。

その場合、では何で54.7なのか。これはまさに適当であって、〇〇委員がおっしゃったように価格転嫁のほうをここで計算してもいいし、そういう構築も私は十分あり得ると思っておりますし、それは庶民の実感にも非常に合うと思っております。3%上げたと言って本当に3%上がっていないではないかということですね。それから、産業連関表でやる。それもどこか点々と流れているならどこかに流れていないものがあるでしょうということですし、それが実感としては〇〇委員がおっしゃったように、そんなに負担しないという実感も、それはそれで1つの十

分な議論としてあり得る。諸外国で消費税の負担感を企業が言っているかということ、別にそれはなくて当たり前の税のようになっている。当たり前というのが最大の負担だという見方も有り得るのですけれども、それが出てきていないということで、こういう推計をしているということではないかと思ひまして、私自身は細かい54.7が妥当なのかどうなのかというのは分科会で議論しませんでした。けれども、源泉徴収は入れない。消費税は半分ぐらい入れておくかというような1つの物語として推計しています。しかし、それは消費税もゼロ、源泉所得もゼロという物語も所詮、同じような物語である。

突然あれも法人税だけ言っていたのが地方の住民税はいいです。じゃあ何で固定資産税は言わないんですかとか、論理的には何とでも言いようがあるということで、場当たりの展開されているということを明らかにするというのが政治学的には非常にこれは理解し得る。ただし、それは経済学的にどんどん突っ込まれたら、全部突っ込んだらそもそもその議論自体、法人は負担しようがない。一方で〇〇委員がおっしゃるように実在としてあるのだから、それは別のロジックとしてあるとなると、やはり消費税も何かの負担感があるはずだということになっても当然だと思います。そこは余り深く経済学の論文ではないので、こういう推計もあり得るということではないかと思ひて、一応、分科会の報告はこのようになっているのではないかと思います。

【〇〇委員】 これはあくまで案と出ていますので、この分科会報告の最終は今日の御議論も踏まえて、もう一回分科会のほうでやっていただくようなことは可能なのですか。時間的に。わからないのですけれども、これは案として出てきていますね。そうすると最終報告書という形で出てしまうと、今のようないろいろな御議論もあろうかと思うのです。この辺の取り扱いについては、分科会は小委員会のもとですので、小委員長がどうしてお考えなのかということ次第だろうと思います。私は議論すること自体が公になったとしても、いろいろな御意見が出てきているとき、都税調の中の公的な分科会の最終報告という形で、この数字が残ってしまっているのかどうか。こういう御議論がせっかく出てきたときに、少なくとも修正できる、あるいは注記で少しそういう問題点がないような形のある仮説、こういう前提でやりましたとか、そういうような対応が必要なのではないかと。〇〇委員から言われたⅢ節のタイトルを変えたらどうですかとかいうような御意見はただ言い放しで終わらせるのではなく、それを踏まえて答申のときのように案があっても、それはあくまでトンネルの中で最終的な報告書なり答申にするには、なるべくそういう委員の御意見をいい意味で反映させていただいて、よりよいものをつくっていくようなことも必要なのではないかと思います。

この辺は小委員長にお任せしますので、事務局とよく御相談になって、また分科会長とも委員とも御相談をして、どういうふうにこれを取り扱っていくか。それから、これを最終答申にどういう形で使わせていただくか、あるいは小委員長としてその答申案をまとめていただくときに、委員からも出ていましたようにどうするのか。

それから、〇〇委員から言われた問題というのは、やはり逃げてはいけないのではないかと思います。だから国が今のよう形で、これは〇〇委員のコメントなり御意見にも関連するのですけれども、いわゆる表面的な法定実効税率をどうするかという議論があったときに、都としてはどういうふうなスタンスで、どういうふうを考えているのかということについては明確に答えを出しておかないと、知事に対する答申にならないのではないかと個人的にはそう思っています。

では、どういう文面にするかということについては、小委員会でこれから答申をまとめていくときに、〇〇委員初め、ほかの委員の御意見もいただきながら、過去積み上げてきたある意味、経路依存的な形で私どもの調査会はやっていますので、その御議論と整合性を少なくともとりながら、言うべきことはちゃんと盛り込んでいただきたいと個人的には、会長としてもそう思っています。小委員長は大変だと思いますけれども、今日の分科会報告の案の取り扱いと、これをどういうふうに関後、答申に反映していくのかということと、先ほど〇〇委員から言われた根源的な都としての姿勢をどうするのかということについては、小委員長中心に考えていただきたいと私からお願いしたいと思います。

【小委員長】 ○○委員、どうぞ。

【○○委員】 済みません、分科会長の力不足により、このような形で報告書の案として出したものが、まだかたまっていないような状態で申しわけございませんでした。

ただ、この分科会自体は、コンサルさんの4カ国調査を踏まえて一定の整理をするというところに役割があると認識しておりまして、今日本当にこれをたたき台として日本の法人課税のあり方、企業課税のあり方について物すごい議論ができたので、それはよかったと思うのですけれども、企業の公的負担やサービスのあり方について一定の判断ないしは、一定の評価をこの分科会の検討から導き出すことは難しいのではないかと私どもとしては考えていたところです。

ですので、これをもとに今日かなり本質的な議論が出たのですけれども、それをどういう形で整理するかというのは、むしろ小委員会ないしは総会の報告書の判断になるのかなと思っておりまして、先ほどから39ページの数字の話も出ているのですけれども、実際にこうやってみたら日本のほうが負担が軽いだろうとか重いだろうとか、一定の結論を出したくてこの数字をつくっているわけでは決してありません。ですので、むしろ今日いただいた話をもとに消費課税の話はどうするのかということも含めて、もう一つ列をつくって数字を出すというやり方もあると思いますし、そのあたり含めて小委員長あるいは分科会のメンバーと調整できればと思います。

【小委員長】 ありがとうございます。

予定された時間もオーバーしておりますので、ただいま会長、分科会長から御発言いただいた内容は、私もそのとおりだと思っておりますので、そういう形でこの分科会報告書の取り扱い、その答申への反映について検討させていただきたいと思いますが、そういう形でよろしいでしょうか。

それでは、本日の議論はここまでとさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局から今後の日程について説明をお願いします。

【税制調査担当課長】 本日はどうもありがとうございました。

次回の第5回小委員会の日程について、お知らせいたします。

第5回は10月10日金曜日、午前10時より、会場は都庁第二本庁舎31階の24会議室になります。これまでと異なりまして、この庁舎の隣の第二本庁舎で開催になりますので、御注意いただきますようお願いいたします。

なお、第5回小委員会は答申骨子について御議論いただきますので、審議は非公開とさせていただきます。

以上です。

【小委員長】 それでは、本日の議事は終了いたします。お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。これをもちまして第4回的小委員会を閉会とさせていただきます。

— 了 —